

令和元年度北谷町英国派遣交流事業実施要項

令和元年北谷町英国派遣交流事業を次のとおり実施する。

1 目的

次代を担う中学生を英国に派遣し、異文化及び異言語を体験することで、国際感覚を養うとともに国際理解を深めさせ、もって将来、本町の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

2 北谷町英国派遣交流事業の概要

(1) 事前学習

派遣生に派遣事業の意義を十分に理解させ、学習意欲を高めるとともに、派遣者として必要な教養と国際的な視野を培い、さらに派遣者相互の人間関係の円滑化を図る。

(2) 現地学習

現地の学校での授業への参加、ホームステイ、史跡の見学等を通して、現地の教育、文化、歴史等の学習を行うとともに、現地の学校の生徒との交流を通して見聞を広める。

(3) 事後学習

現地学習の報告を行い、派遣終了後も体験を活かして地域や学校において活発に活動する。

3 派遣期間

令和元年11月15日(金)～11月22日(金)

4 派遣事業の日程

後日「令和元年北谷町英国派遣交流事業日程表」にて示す。

5 派遣場所

派遣先は、英国のディーン・マグナ・スクール及びその近郊とする。

6 派遣者の資格要件

派遣者は、次の資格要件を全て満たすこと。

- (1) 北谷町立中学校に在学している者
- (2) 家庭で英語を母国語として使用していない者
- (3) 通算1年以上又は継続して6箇月以上、英語圏生活経験者(就学前の期間を除く。)及びこれに類似する経験を有しない者
- (4) 北谷町の歴史及び文化を学び、それを海外の人々に伝えようとする主体的な意欲を持っている者
- (5) 町が実施する国際交流事業への参加又は協力等により、本町の発展に寄与する意欲がある者

- (6) 心身ともに健康で、海外における所定の期間の学習及び生活に適応できる者
- (7) 教育委員会が実施するハワイ短期留学派遣事業又は他市町村のホームステイ派遣事業等に参加したことのない者
- (8) 在学する学校長の推薦及び保護者の承認が得られる者

7 派遣人員等

北谷町立中学校に在学している生徒 8名

8 選考及び派遣者の決定

- (1) 4名を、各学校長が各学校で開催した選考会により推薦する男子1名、女子1名とする。
- (2) 4名を、各学校で開催した選考会で選ばれた各5名の学校代表者の中から、令和元年8月30日(金)に行われる北谷町中学生英語スピーチ・カンパセーションコンテストにより決定する。

9 引率者

- (1) 引率者は、派遣者が在学している学校の教諭2名で、学校長の推薦による者とする。
- (2) 引率者の役割は、派遣生徒の学習等の補助及び健康管理とする。
- (3) 旅程中の生徒の危機管理責任者として、急な体調不良者への対応を現地交流校担当者と連携して行う。
- (4) ディーン・マグナ・スクールにおける授業参観を通して、教材、教具(ICT機器等を含む)、生徒の反応や変容の様子、指導形態等について観察するとともに、現地担当者等と積極的に交流することにより英国の教育方法を学び、その成果について報告書を作成する。
- (5) 英国訪問団受入時の交流について、現地担当者と交流方法や内容について意見交換する等の調整を行う。
- (6) 帰国後に、本町の学校教育と生徒の学習活動等に関する取組に資すること。

10 経費の支給等

- (1) 派遣者として決定された者の経費(航空賃、車賃、宿泊費、日当(引率者のみ)、支度料、その他教育長が必要と認める経費)は町が支給するものとし、支払方法は、北谷町会計規則(平成5年北谷町規則第19号)、北谷町職員の旅費に関する条例(平成4年北谷町条例第1号)及び国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の定めによる。なお、教育長が必要と認めたときは、町は派遣者等への支給に代えて、旅行社等へ直接支払うことができる。

11 派遣事業の報告

派遣事業終了後、派遣者は、派遣報告書を教育長に提出するものとし、英国派遣交流報告会にて発表する。